

基本計画



市の花 オオバナノエンレイソウ

施策の体系

基本目標 1

主要施策

基本事業

市民と行政との協働によるまちづくり
（市民参画・健全財政）

1 市民主体のまちづくりの推進

1 市民参画と協働の促進

2 広報・広聴活動の充実と情報公開

2 コミュニティ活動の推進

1 コミュニティ活動の活性化

3 人権尊重と男女共同参画社会の形成

1 人権教育・啓発活動の推進

2 男女共同参画社会の推進

4 情報化の推進

1 電子自治体の構築

2 情報通信基盤の整備

5 交流活動の推進

1 国内交流の推進

2 国際交流の推進

3 交流居住の推進

6 広域行政の推進

1 協力体制の強化

2 広域圏市町村の振興

7 健全な財政運営

1 財政の健全性の確保

2 財政運営の効率化

8 効率的な行政運営

1 計画行政の推進

2 職員の適正配置と計画的な定員管理

3 職員の能力向上

4 民間活力の活用

5 わかりやすい市役所づくり

- 1 市民主体のまちづくりの推進

〔現状と課題〕

これからの公共サービスは、行政だけでは地域の課題にきめ細かく対応することが難しくなっており、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しつつ、ともに手を携えてまちづくりを担っていくことが重要となっています。

これまでも市民参加による各種計画の策定や事業実施段階での市民参画を進めてきましたが、市民主体のまちづくりを進めるためにも、市民と行政がともに協働 についての共通認識を持つことが必要です。

そのためには、市民がまちづくりに参加、参画する仕組みを整備するとともに、行政と市民の信頼関係を強固なものとし、互いの役割を適切に分担しながら協働してまちづくりを進めて行くことが必要です。

また、市民の間にはNPO やボランティア団体などの活動を通じてまちづくりに関わりを持つ動きが出てきているため、人材育成やまちづくりに参画する市民意識の醸成が必要です。

さらに透明性の高い公平・公正な行政運営を進めるため、行政情報を積極的に提供し情報の共有化を図る必要があります。そのためには、広報誌やホームページなどによ

る多様な広報・広聴活動の展開と情報公開が求められています。

合併による行政区域の広域化に対し、急激な変化を緩和し新市の一体化を円滑に推進するため風連地区に合併特例区（平成18年から平成23年までの5年間）を設置しています。合併特例区では、区域内における重要案件を審議し意見する特例区協議会が設置され、地域の振興を図るための役割を担っています。

〔施策の基本的な考え方〕

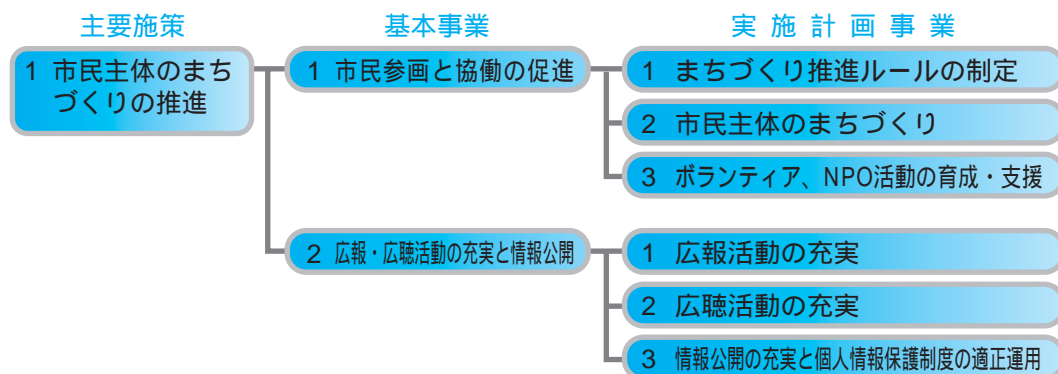
市民が中心となってまちづくりを進めるため、さまざまな施策の計画、実施、評価の各段階において積極的な市民の参画を図るルールづくりを行います。

行政区域の広域化に対応し、また、市民主体のまちづくりを推進するため、新しいまちづくりの仕組みを創設します。

誰もがボランティア活動に取り組むことができる体制づくりやNPO活動に関する相談窓口の充実を図ります。

広報・広聴活動や情報公開を積極的に行い、透明性の高い公平・公正な行政運営を行います。

〔施策の体系〕



市民と行政との協働によるまちづくり

〔基本事業〕

1 市民参画と協働の促進

市民自治を基本に、参画と協働による新しいまちづくりの理念や仕組みを定める自治基本条例を制定します。

地域住民が自ら暮らす地域を核としたまちづくりに参加できる地域自治区を創設し、よりよい市民自治のあり方をつくりあげていきます。

ボランティアやNPOをまちづくりのパートナーとして、その自主性・自発性を尊重しながら活動を支援します。

2 広報・広聴活動の充実と情報公開

情報公開により市政の透明性を高め、市民が市政情報を共有するとともに、市政について誰もが意見・提案ができ、それが市政に反映される、市民に開かれた市政の実現を目指します。

市が保有する市民一人ひとりの個人情報適切に保管・更新し、市民誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指します。

〔主な計画事業〕

前期

自治基本条例の制定

地域自治区の創設



市民見学会

用語解説

協働

公共サービスの提供において、行政と市民、自治組織、企業などが対等のパートナーとして協力すること。

NPO

特定非営利活動法人（NPO法人）。不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与し、営利を目的としない民間組織。

合併特別区

合併した市町村に一定期間（5年間）置くことができる地域自治組織。合併時に定められた合併特別区規約において運営内容が決められており、風連地区に設置された合併特別区では「自治組織推進事業」「地域施設管理」「河川道路愛護事業」など20事業を行うこととされている。

市民自治

市民が地方自治の主権者であり、まちづくりや問題解決の主体であるとする考え方。

自治基本条例

行政・議会の責務、市民の権利と責任など、まちづくりの基本原則を定めるための条例のこと。「自治体の憲法」とも呼ばれている。

地域自治区

地域自治や地域コミュニティの推進を目的として設置する自治組織のこと。本市では合併協議により市内にいくつかの地域自治区を設置することとされた。風連地区の合併特別区は設置期間が終了する時点で地域自治区を置くこととされている。

- 2 コミュニティ活動の推進

〔現状と課題〕

名寄市では、名寄区域の町内会、風連区域の行政区や町内会による住民主体の活動が活発になされており、それを推進するために支援を行ってきました。

一方では少子高齢化・核家族化が進み、生活様式や価値観の多様化により、地域社会の連帯感が薄れていく傾向があります。今後は、地域コミュニティ活動において支障になる要因の把握に努め活性化を促進することが必要です。

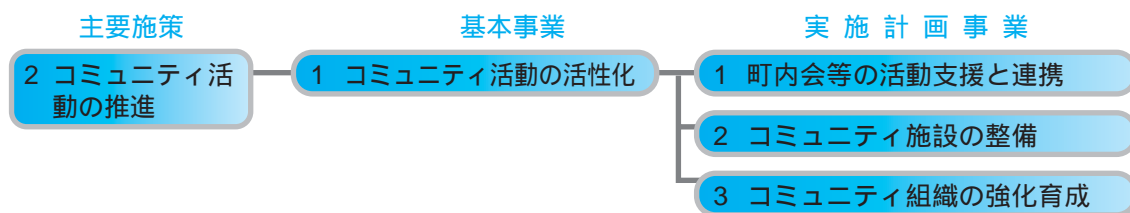
〔施策の基本的な考え方〕

住みよい地域社会を築くためにその基盤である町内会等の活動を支援します。

コミュニティ活動の拠点となる会館の整備を支援します。

住民の最も身近な自治組織である、町内会・行政区など既存の地域コミュニティのあり方を検討し、区域再編など組織の強化育成に努めます。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 コミュニティ活動の活性化

自治意識と地域の連帯感を高める啓発活動を推進するとともに、町内会等の活動に対し積極的に支援します。また、町内会等の活動の拠点となる会館の機能充実を図るための支援を行います。

地域の互助的役割などの機能が維持できるよう町内会相互の連携、再編に対し支援を行います。

〔主な計画事業〕

前期・後期

町内会自治活動交付金事業

町内会連合会補助事業

町内会館等建設費補助事業

行政推進交付金事業

用語解説

地域コミュニティ

町内会、自治区など、地縁的な関係で形成されている共同体のこと。

コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団のこと。

- 3 人権尊重と男女共同参画社会の形成

〔現状と課題〕

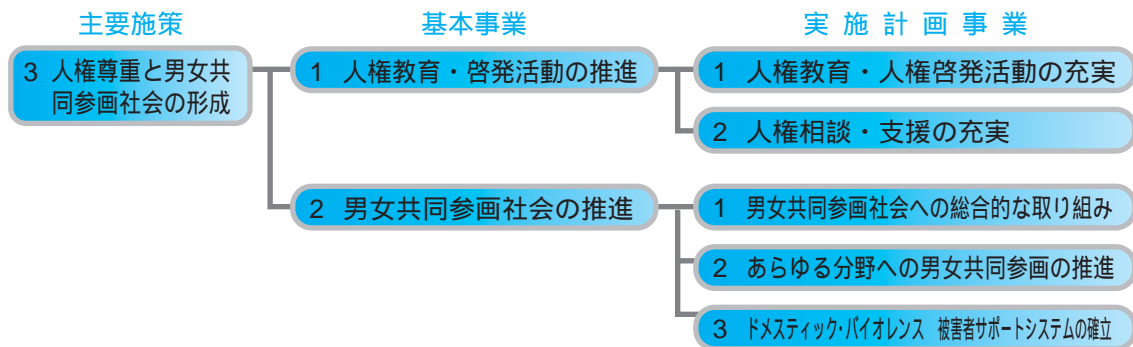
近年、少子高齢化・核家族化などの進行に伴う家庭の崩壊など、特に老人・子ども達に関わる痛ましい事件が多発しています。個々の人格を尊重しあうなど、誰もが尊重され、共に生き、助け合う社会を築いていくため、学校や家庭など日常生活のなかで人権意識が育まれていくような活動を充実していく必要があります。また、法務局や人権擁護委員などとの連携のもと、相談事業を積極的に推進することが重要です。男女共同参画社会の実現を目指し、各種施策を推進していますが、固定的な性別役割

分担意識は社会の仕組みや生活習慣のなかに依然として根強く残っています。このため、従来の社会制度・慣行の見直し、意識改革をはじめ、あらゆる分野に男女がともに参画し、個性と能力が十分に発揮できる環境と条件を整備する必要があります。

〔施策の基本的な考え方〕

広く市民の間に人権意識の普及・高揚を図り、人権教育、人権啓発活動を推進します。男女共同参画社会の実現に向けた推進計画の実効性を高めることや条例の早期制定を行い、総合的な施策の推進に努めます。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

- 1 人権教育・啓発活動の推進
多様化、複雑化する人権問題へ適切に対処できる相談体制を支援するとともに、人権ポスターや作文の募集など、学校教育や社会教育の中での人権啓発活動を進めます。
- 2 男女共同参画社会の推進
男女共同参画の視点から、固定的な性別役割分担意識の解消や社会制度・慣行の

見直しを進めるため、広報・啓発活動、研修会や講演会の開催など、男女平等を推進する活動の充実を図ります。また、異性に対するあらゆる暴力を無くすための基盤づくりのため、相談体制などの整備に努めます。

〔主な計画事業〕

前期・後期
名寄市男女共同参画推進計画の推進

用語解説

ドメスティック・バイオレンス
女性が、夫や恋人から受けるさまざまな暴力行為のこと。身体的暴力だけでなく、心理的暴力、性的暴力、社会的暴力（交友の制限など）なども含まれる。

- 4 情報化の推進

〔現状と課題〕

めざましい進化を遂げるICT技術は、各分野に定着し利便性をもたらしています。

本市においてもこの技術を利用した各種行政システムなどの稼働や地域イントラネットの整備により、行政サービスの充実に目指した環境が整備されています。

今後もICT技術や住民ニーズの動向を見極めながら計画的に情報化を進め、行政のより効果的な事務形態や高度な住民サービスの提供が必要です。

市民がICT技術の恩恵を享受できるよ

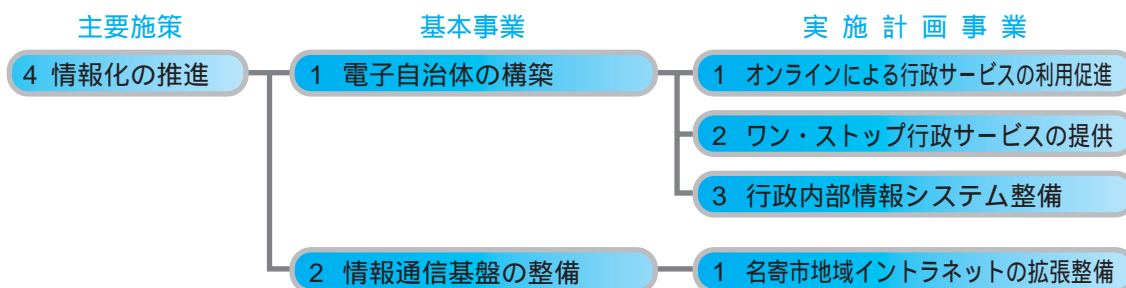
う、全地域にわたる高速情報通信網の整備と個人情報の保護や情報セキュリティ対策も今後の重要な課題です。

〔施策の基本的な考え方〕

国は重点施策として「ノン・ストップ、ワン・ストップ行政サービスの提供」を掲げ、情報通信基盤を活用した、より高度な電子自治体の構築を目指しています。

本市において整備されたイントラネットを活用した住民サービスの提供と、住民の利便性を高める行政事務の効率化を主体とした事業を計画的に進めます。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 電子自治体の構築

インターネットの活用と業務システム整備によるノン・ストップ、ワン・ストップ行政サービスの実現と行政事務の簡素・効率化を促進するための管理システムを導入します。

2 情報通信基盤の整備

市内全域において均一な情報サービスを享受できるよう、民間通信事業者の整備を基本として情報通信環境の整備促進を図ります。また、すべての公共施設のネットワーク化を実現するためにイントラネットの拡張整備を進めます。

〔主な計画事業〕

前期

戸籍電子化・戸籍システム導入事業

電子申請届出システム導入事業

後期

電子調達・入札システム導入事業

文書管理システム導入事業

イントラネット拡張整備事業

用語解説

ICT

情報通信技術（Information and Communication Technology）。国際的には「IT」よりも「ICT」が定着している。

地域イントラネット

インターネットと同じ技術を用いて行政情報や行政サービスを提供することを前提とし、公共施設間を光ファイバーなどで接続した地域内のネットワーク。

情報セキュリティ対策

庁内情報システムで使われている重要な情報が、不正に取得されたり漏洩しないようにシステム側で阻止する物理的な方策や、人為的に漏洩や改ざんがなされないような方策を講じ、重要な情報を守ること。

ノンストップ行政サービス

インターネットを利用することで、24時間いつでも、住民が都合のよいときに利用できるような形態で行政サービスを提供できること。24時間停止しないと言う意味でノン・ストップと呼ばれる。

ワンストップ行政サービス

各種の案内、受付、交付などのサービスを、1カ所あるいは1回の手続きで提供すること。

- 5 交流活動の推進

〔現状と課題〕

本市は、カナダ国リンゼイ市（現カワーサレイクス市）と姉妹都市、ロシア連邦サハリン州ドーリンスク市と友好都市提携を行い、国内では山形県藤島町（現鶴岡市）と姉妹都市の提携を行い、東京都杉並区と友好都市として交流協定を締結し、市民団体による人的交流を中心に相互交流の推進に努めてきました。

ふるさと会交流では、東京なよろ会、さっぽろ名寄会、札幌風連会、旭川風連会の活動が名寄の応援団として地域振興に大きく貢献しています。

産業や教育、文化、スポーツなど幅広い分野で国内、国外との交流を深めることや市内在住の外国人と身近にふれあうことは、地域社会の新たな展開につながります。

交流居住 では、退職時期を間近に迎える

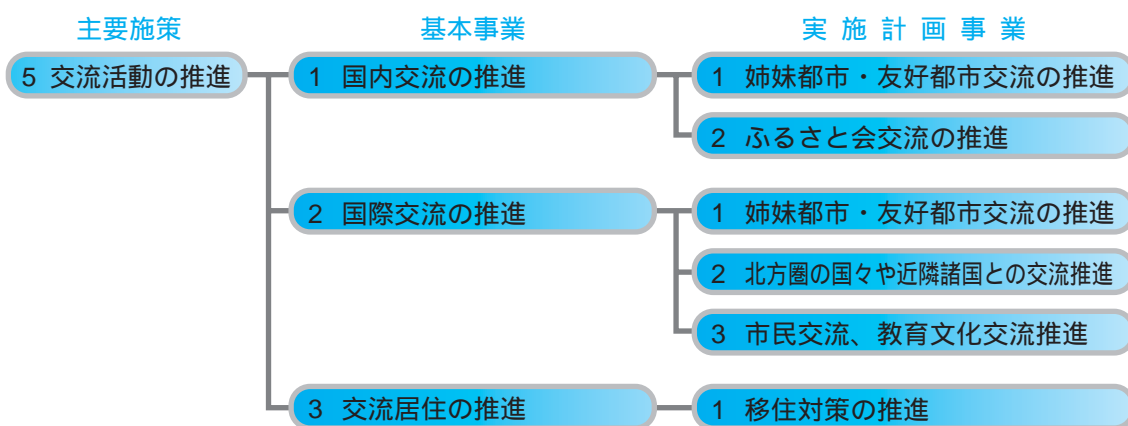
「団塊の世代」などの「第2の故郷探し」の動きを踏まえ地域・経済の活性化を図るために、移住に関する情報発信などを行っています。移住受入体制の整備を進めるとともに、都会からの移住希望などの実態の把握に努める必要があります。

〔施策の基本的な考え方〕

国内、国際交流に係る民間団体との連携により交流活動を推進し、これからのまちづくりに必要な国際化に対応できる人材を育成するため、今後も市民が主体となったさまざまな交流活動を支援します。

移住、定住の促進に必要な不可欠である名寄の情報発信に努めるとともに、移住への第一歩である短期間の移住体験などについて、民間事業者との協力・連携を図り推進します。

〔施策の体系〕



市民と行政との協働によるまちづくり

〔基本事業〕

1 国内交流の推進

東京都杉並区や山形県藤島町(現鶴岡市)との交流を一層発展させ、市民交流、教育、文化、経済交流の推進に努めます。また、名寄市の情報を発信し、ふるさと会活動を側面的に支援し、各種イベントやツアーの実施により市民との交流を図り、人的・経済的な地域の振興に努めます。

2 国際交流の推進

市民団体と連携して、リンゼイ市(現カワサレイクス市)やドーリンスク市との絆を一層深めるとともに、北方圏や近隣諸国との教育、文化交流を通じて国際理解に努めます。また、市内在住の外国

人と市民との交流の機会づくりなど、身近なところにおける国際交流を推進します。

3 交流居住の推進

ホームページ等を活用して情報発信を行い、移住に関する総合的な窓口の体制を整備し、民間事業者と協力、連携して短期移住体験の受け入れを推進します。

〔主な計画事業〕

前期・後期

名寄・藤島姉妹都市交流事業

名寄・杉並区友好都市交流事業

名寄・リンゼイ姉妹都市交流事業

名寄・ドーリンスク友好都市交流事業

ふるさと会事業(東京なよろ会他)

姉妹都市及び友好都市の盟約、交流協定の締結年月日		
	都 市 名	締 結 年 月 日
姉妹都市	カナダ国オンタリオ州リンゼイ市(現カワサレイクス市)	昭和44年(1969年)8月1日
	山形県藤島町(現鶴岡市)	平成8年(1996年)8月1日
友好都市	ロシア連邦サハリン州ドーリンスク市	平成3年(1991年)3月25日
	東京都杉並区	平成元年(1989年)7月13日

風連町・名寄市の合併により、平成18年6月6日に名寄市として新たに交流協定を締結しています。



杉並区高円寺阿波踊り(ふうれん白樺まつり)

用語解説

交流居住

都会に住む人たちが、都会と田舎の両方に滞在・居住する場所をもち、それぞれの場所を仕事や余暇・趣味などのために使い分け、田舎では地元の人たちとの交流を楽しむといったように、「交流を主たる目的として都会と田舎を行き来する」ライフスタイルをいう。

- 6 広域行政の推進

〔現状と課題〕

上川北部圏域では、従来から交通、医療福祉、防災・救急、衛生、教育文化などで効果的な広域ネットワークを形成してきました。広域的な振興を図るため各分野において関係市町村との連携をさらに進める必要があります。

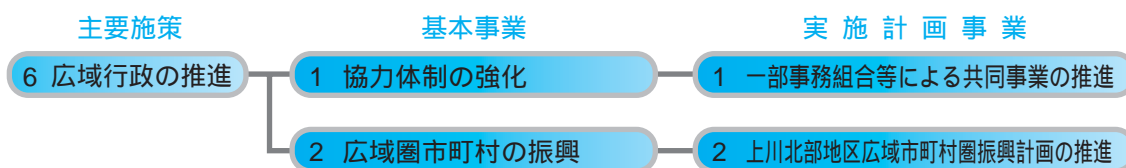
広域行政圏は、昭和46年以降全国で作られ、北海道では上川北部地区広域市町村圏（2市5町1村）を含め20圏域が設定されています。

住民の生活圏は、市町村の区域を越えて広がり、その内容も多様化しています。住民の行政需要は必然的に広域化しており、この傾向は今後さらに高まるものと思われます。また、地方分権時代における自立的なまちづくりを目指して市町村合併が進行してきています。

〔施策の基本的な考え方〕

上川北部地区広域市町村圏の中心都市として、広域的な視点で関係市町村との連携を強め、圏域の総合的な振興発展に努めます。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 協力体制の強化

上川北部地区では、密接な連携と協力のもと交通、医療福祉、防災・救急、衛生、教育文化など広域的なネットワークの形成に努めるとともに、事務事業の共同処理などを推進し、圏域の総合的な発展に努めます。

2 広域圏市町村の振興

地域の特性を活かし、関係市町村との連携と協力で上川北部地区広域市町村圏振興計画を策定し推進します。また、国や道の各種計画との整合性を図りながら施策事業を推進し、圏域の個性ある地域づくりに努めます。

- 7 健全な財政運営

〔現状と課題〕

国・地方の巨額の長期債務残高が財政状況の悪化に拍車をかけ、国の構造改革に伴う地方交付税の削減などにより経常収支比率が上昇し、財政の硬直化が一層進みました。

少子高齢化の進行により税収が伸び悩み、保健福祉関連事業に要する経費が増加しており、基金（＝貯金）を活用してきた財政運営にも「かげり」が生じてきました。

起債（＝借金）の借入制限の目安になる「実質公債費比率」は、国の定める18%の基準を超え、起債発行に北海道知事の許可が必要になりました。

新型交付税を含む国の「歳出・歳入一体改革」は、さらなる地方交付税の見直し・税源移譲により、小規模な市町村の台所を直撃し、財政力の地域間格差が拡大することが想定されます。

合併に伴う支援策の合併特例債を活用し

た公共施設の整備が可能になりましたが、借金に変わりなく、公債費の累増が見込まれ、過大な「負の遺産」を後世に引き継がないように、年度間のバランスのとれた事業の厳選と公債費の管理が必要になります。

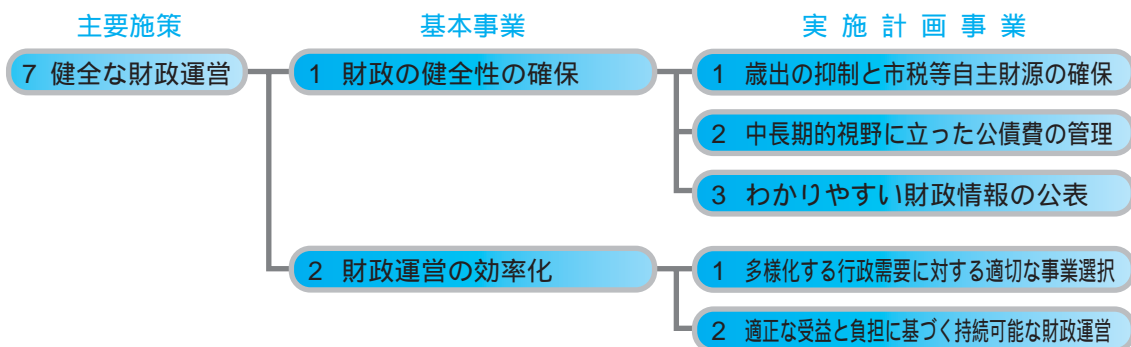
〔施策の基本的な考え方〕

市民にわかりやすい財政情報を公表するとともに適切な事業選択と公債管理を行います。

適正な受益と負担に基づき、安定的に住民サービスを提供できる弾力性のある持続可能な財政運営を目指します。

地方分権が進み、地方の自立がより求められる中、限られた財源の中で多様な行政需要に対応するために、市民に提供するサービスの範囲と地域・市民の役割の調整を図ります。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 財政の健全性の確保

市税などの徴収率の向上、遊休地の処分を実施します。

公債費負担適正化計画を策定し、適切な公債管理を行います。

バランスシート、行政コスト計算書などわかりやすい財政情報の公表を行います。

2 財政運営の効率化

中期財政計画を立て、必要度、緊急度、優先度を総合的に検討し、さらに、効率的で投資効果の高い事業の選択を行います。

外部評価を含む行政評価システムによる事業の評価を行います。

用語解説

経常収支比率

市税・地方交付税などの一般財源（使い方が限定されていないもの）が人件費や公債費（市が借りたお金の返済費）などの経常的経費に充当される割合を指すもの。財政の硬直化の度合いを示す指標とされている。この比率が高くなる程、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなる。

実質公債費比率

起債借入制限の目安で、一般会計のほか特別会計等も含めた公債費の負担割合の指数。数値が高いほど財政状況が硬直化しており、18%を超えると公債費負担適正化計画の策定も求められる。

新型交付税

地方交付税の配分額を自治体の人口と面積で算定する方式。平成19年度は地方交付税の1割程度を新型交付税として算定する。

歳出・歳入一体改革

税源移譲、補助金削減、地方交付税の減額を一体的に行う三位一体改革（平成16年度から平成18年度まで）の第2期計画で、国の財政を健全化するための方策（平成19年度からスタート）。

税源移譲

地方分権の推進のために、所得税（国税）から住民税（地方税）へ税金を移し替えることで、平成19年度から実施される。これに伴い、国から市町村に交付される地方交付税、国庫支出金（補助金）についても見直しが行われる。

合併特例債

合併に伴い必要となる事業を行うため、国から借りることができる市町村の借金。返済額のうち70%が後年度に地方交付税で補填される。

公債管理

借金の借り入れ及び借金の借り換えや繰り上げ償還などを含めた返済方法などを調整すること。

バランスシート

民間企業でいう貸借対照表。「資金の運用状況」と「資金の調達状況」を区分して示し、決算時点における財務状況が分かるようにするもの。

行政コスト計算書

民間企業でいう損益計算書。資産の形成につながらない各種行政サービスを提供するために1年間に支出した行政分野別の費用を示すもの。

中期財政計画

合併協議や総合計画などの策定時に、今後一定期間の歳入・歳出の見通しを示すもの。名寄市の中期財政計画は5年間としている。

外部評価

ここでいう行政評価とは、行政が実施した活動や事業について、市民の視点又は専門的立場から客観的な評価を行うこと。

行政評価システム

市が実施する事務事業やそれらを束ねる施策体系について、目的や目標を明確にして実施結果による成果を評価し、評価結果に基づいて施策や事務事業の改善、見直しに活用する手法。

- 8 効率的な行政運営

〔現状と課題〕

本市では、これまで行政サービスの向上と簡素で効率的な行政を目指して、行財政改革推進計画を定め、行政機構のスリム化を図るなど、行政改革を積極的に推進してきました。また、事業の必要性・効率性を検討し、経費の節減と行政の質的向上を図ってきました。

社会経済状況が大きく変化し地方分権が進展する中で、自己決定、自己責任を原則に自立した自治体運営と市民と行政との連携が求められています。行財政改革の推進と市民参画による行政情報の共有、行政評価による事務事業の見直しを進め、効率的な行政運営によるまちづくりが必要です。

職員は常に自らの意識改革を図り、市民への説明責任を果たし、市民との協働を進めていく遂行能力を養うことが重要です。効率的な事務処理を進めるため、組織機構の見直しや適正な人員配置が必要です。厳しい財政状況下で、質の高い行政サービスを効果的かつ効率的に提供していくためには、積極的に民間活力を導入し活用していくことが必要です。

市民にとって利用しやすく、わかりやすい

市役所づくりが必要です。また、障がいを持つ方、高齢者や車椅子利用者が利用しやすくなるよう、庁舎施設のバリアフリー化を進める必要があります。

〔施策の基本的な考え方〕

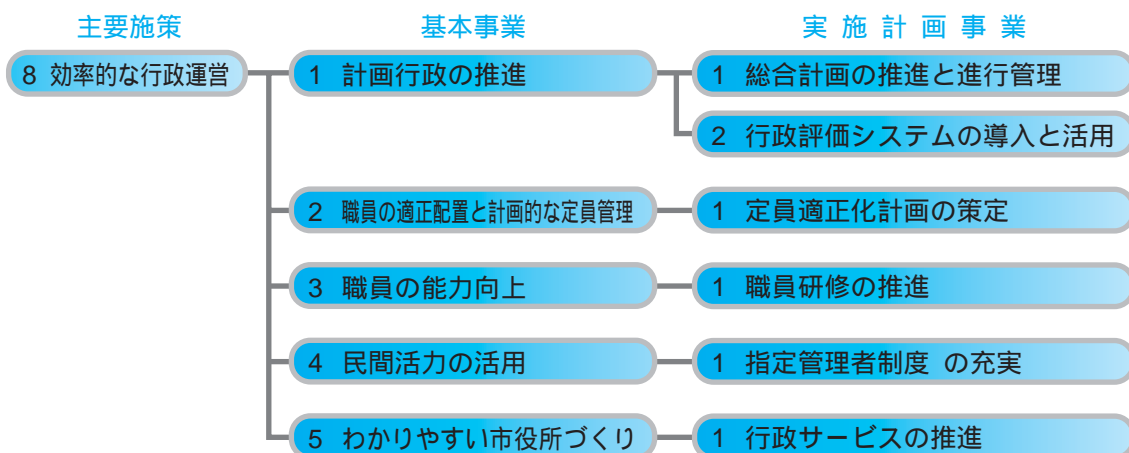
行財政改革推進計画を推進し、市民参画による総合計画の推進管理を行い、行政評価システムの導入と活用により市民への説明責任を果たし、効率的な行政運営を目指します。

定員適正化計画に基づき、職員の適正配置と計画的な定員管理を推進します。また、職員の意識改革を図り、多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応できる職員の養成を推進します。

社会経済情勢の変化に対応するため公共サービスのあり方を検討し、民間活力を積極的に導入・活用して質の高い行政サービスの提供を目指します。

事務手続きの簡素化や利便性を図り、親しみやすい窓口づくり、わかりやすい市役所づくりを目指します。また、既存庁舎のバリアフリー化を進め、利用しやすい施設を目指します。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

- 1 計画行政の推進
市民参画により総合計画の進捗状況、成果、課題の検証を行う進行管理を行います。また、行政評価システムを導入し、計画、実施、点検評価、見直し、改善するマネジメントサイクルを確立して効率的な行政運営を図ります。
- 2 職員の適正配置と計画的な定員管理
名寄市行財政改革推進計画と定員適正化計画に基づき、適正な職員の配置と定員管理を行います。また、簡素で効率的な組織機構づくりに努め、適正な人事配置を行います。
- 3 職員の能力向上
計画的に研修機会の確保を図り、職員としての知識の習得、業務遂行能力、管理能力、マネジメント能力、政策形成能力などについて養成します。
- 4 民間活力の活用
公共サービスのあり方を検討し、質の高い行政サービスを提供するため業務内容の点検を行い、業務委託や指定管理者制度の導入と活用を推進します。
- 5 わかりやすい市役所づくり
事務手続きの簡素化や利便性を図り、親しみやすくわかりやすい行政サービスの推進に努めます。既存庁舎のバリアフリー化を進め、安全で利用しやすい市役所づくりに取り組みます。

〔主な計画事業〕

- 前期・後期
名寄市総合計画推進市民委員会（仮称）の設置・運営
行政評価推進事業
職員研修事業（派遣研修、集合研修、課題別研修、特別研修）
指定管理者制度の周知徹底、公募による民間業者の参入機会の提供

用語解説

協働

公共サービスの提供において、行政と市民、自治組織、企業などが対等のパートナーとして協力すること。

バリアフリー

障がい者が建物や道路などを使おうとしたとき、邪魔になるさまざまな障壁を取り除こうという考え方。

行政評価システム

市が実施する事務事業やそれらを束ねる施策体系について、目的や目標を明確にして実施結果による成果を評価し、評価結果に基づいて施策や事務事業の改善、見直しに活用する手法。

指定管理者制度

地方自治体の設置する公共施設を、指定を受けた民間企業・公益法人・NPOなどが施設管理者として運営していく制度。